

【令和3年度】

介護保険料減免申請書
(新型コロナウイルス感染症)

令和 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市介護保険条例附則第10条の規定により、次のとおり、介護保険料の減免を申請します。

申請者	フリガナ 氏名							被保険者との関係	
	住所	〒						電話番号	
被保険者	被保険者番号								
	フリガナ 氏名						委任欄 私は、上記申請者に介護保険料減免申請に関する一切の権限を委任します。	印	
	住所	〒						電話番号	
生計維持者	フリガナ 氏名							被保険者との関係	
	住所	〒						電話番号	

※申請者が被保険者本人である場合は、被保険者欄の住所は記入不要です。また、生計維持者が被保険者本人である場合は、生計維持者欄の住所は記入不要です。

保険料A 円	内訳	年度	段階	保険料額
		令和2年度相当分	段階	円
		令和3年度	段階	円

※令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

◎ 減免を受けようとする理由に○印をつけ、必要な事項を記入してください。

1 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

(1) 新型コロナウイルス感染症による死亡日	令和 年 月 日
※死亡診断書を添付	
(2) 重篤な傷病	傷病名 ()
	発病年月日 (令和 年 月 日)
	医療機関名 ()
※診断書や措置入院の勧告書などを添付	

保険料減免額

円

(十円未満の端数切捨て)

(裏面あり)

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる第一号被保険者

生計維持者の収入等の状況		令和2年 ①	令和3年 ②	保険金等により補填される額 ③	事業収入等の減少額 ④=①-②+③	事業収入等の減少割合 ④/①×100
事業	収入	円	円	円	円	
	所得B	円				
不動産	収入	円	円	円	円	
	所得B	円				
山林	収入	円	円	円	円	
	所得B	円				
給与	収入	円	円	円	円	
	所得B	円				
上記以外の所得		円	↑ ※事業収入等の減少割合が30%以上であること。			
合計所得金額C		円	※マイナスの場合は、0(零)円とする。また、0(零)円の場合の減免額は、0(零)円となる。			
減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額		円	※400万円以下であること。			

※確定申告書、源泉徴収票、給与明細書、帳簿の写しなどの収入等の状況を明らかにする書類を添付

・事業等の廃止	廃止年月日 (令和 年 月 日)
※廃業届、廃業証明書、法人登記事項証明書などの写しを添付	
・失業	離職年月日 (令和 年 月 日)
	離職理由 ()
※離職票、退職証明書などの写しを添付	

＜減免額の算定＞

【令和3年度分】

$$\left(\begin{array}{c} \text{保険料A} \\ \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{所得B} \\ \text{円} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{合計所得金額C} \\ \text{円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{減免割合D} \\ \text{円} \end{array}$$

= 円

(十円未満の端数切捨て)

※所得Bは、事業収入等のうち減少割合が30%以上の所得の合計額

【減免割合D】

生計維持者の令和2年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

※生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、生計維持者の令和2年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

【令和2年度相当分】

$$\left(\begin{array}{c} \text{保険料A} \\ \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{所得B} \\ \text{円} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{合計所得金額C} \\ \text{円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{減免割合D} \\ \text{円} \end{array}$$

= 円

(十円未満の端数切捨て)

※所得Bは、事業収入等のうち減少割合が30%以上の所得の合計額

【減免割合D】

生計維持者の令和元年の合計所得金額	減免割合
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

※生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、生計維持者の令和元年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。